

市報第3号

横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市手数料条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成22年5月14日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月14日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第20号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第31号中「神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第6条第1項」を「神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成22年5月15日から施行する。

参 考

横浜市手数料条例の一部改正要綱

神奈川県水浴場等に関する条例の一部改正に伴い、横浜市手数料条例の一部を改正したが、その改正点は、次のとおりである。

関係規定を整備したこと（第2条第31号）。

横浜市手数料条例（抜粋）

$$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正後} \\ \hline \text{下段} & \text{改正前} \end{array} \right)$$

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第30号まで省略）

(31) 神奈川県海水浴場等に関する  
神奈川県水浴場等に関する条  
条例（昭和34年神奈川県条例第  
4号）第9条第1項の規定に基  
号）第6条第1項  
づくプール又は更衣休憩所設置

許可申請手数料 同 13,590 円

（第31号の2から第163号まで省略）

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しな

いときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。